

湖沼水環境適正化対策モデル事業（ボランティア活動運営） 委託業務契約書（案）

- 1 委託業務の名称 湖沼水環境適正化対策モデル事業（ボランティア活動運営）委託業務
2 業務委託料 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
3 履行期間 契約締結の日から令和5年12月27日まで
4 契約保証金

上記委託業務について、発注者「福島県」を甲とし、受託者「
」を乙として、次の
とおり委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従い、契約書に記載されている委託業務を履行しなければならない。
2 仕様書に明示されないもので重要な事項については、甲乙協議してこれを定める。
3 その他軽微な事項については、乙は甲の指示に従うものとする。

（権利義務譲渡及び再委託の禁止）

- 第2条 乙は、甲の書面による承認を得ないでこの契約によって生ずる権利、義務を第三者に譲渡し委任し、又は下請けさせてはならない。

（着手届）

- 第3条 乙は、委託業務に着手したときは、甲に対し遅滞なく着手届を提出しなければならない。

（主任技術者）

- 第4条 乙は、委託業務を主として担当する職員（以下「主任技術者」という。）を定め、契約後遅滞なくその氏名及びその他の必要な事項を書面で甲に通知しなければならない。
主任技術者を変更したときも、変更後遅滞なく通知することとする。

（委託業務の内容の変更）

- 第5条 甲は、必要と認めるときには、委託業務の内容を変更し又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
2 前項の場合において、乙が損害を受けたときには、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

（乙の請求による履行期限の延長）

- 第6条 乙は、天災等その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

（損害負担）

- 第7条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要な経費は、乙の負担とする。
ただし、その損害が甲の責めに帰する事由により生じた場合においては、甲が負担するものとし、

その金額は甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、甲に対し遅滞なく業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して10日以内に業務完了の検査をしなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、業務完了報告書について訂正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該の訂正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、前項の規定により命ぜられた訂正を完了したときは、甲に訂正完了の届を提出して検査を受けなければならない。

この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条第2項又は第4項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときには、受理日から起算して30日以内に支払うものとする。

(履行期限の遅延及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期間まで委託業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項による遅延利息は、当初の履行期限（第5条第1項及び第6条の規定による履行期限の変更があったときは、その期限とする。）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）とする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による委託料の支払が遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払の請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定に定める遅延利息の額の計算につき、第3項及び第4項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期限内に委託業務が完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと、甲が認めるとき。
- (2) 着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。
- (3) 第2条の規定に違反したとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。
- (6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 前各号の一つに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲に対し委託料の額又は契約解除部分相当額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。
- 3 甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、甲が委託業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少することとなるときは、甲と協議の上、この契約を解除することができる。
- 5 前項の場合、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

（談合による損害賠償）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第13条 この契約に基づく遅延利息又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲

はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(秘密の保持)

第14条 乙は、本件の業務上知り得た委託業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。

(業務の調査等)

第15条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第17条 この契約に定めのない事項は、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏 名 福島県
代表者 福島県知事 内堀雅雄

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。